

第11回 勢田川等水面利用対策協議会



平成28年11月21日

前回までの協議事項 | 協議会の協議事項

▼協議会において協議・検討していく基本事項(10項目)

- ① 対象区域
- ② 広報関係
- ③ 係留船舶実態調査
- ④ 強制的な撤去措置
- ⑤ 民間マリーナ調査
- ⑥ 暫定係留施設
- ⑦ 恒久的係留保管施設
- ⑧ 重点的撤去区域の設定（河川）
- ⑨ 放置等禁止区域の指定（港湾・河川）
- ⑩ 条例制定の要否・可否について

▼協議会対象区域



宇治山田港、五十鈴川、大湊川、勢田川の河川区域と港湾区域が重複する区域及びその区域に隣接する施設

前回までの協議事項 | 今後の方針

▼不法係留船の減少

「5年で解決」を目標とする

- ◆ 平成29年度までに受入先を確保
- ◆ 平成30年から排除に向けた手続き

「Ⅰ 係留場所の確保増」と「Ⅱ 係留対象船の減」を両輪とした対策を推進し、今後5年（平成31年度中）で解決を目指す。

Ⅰ 係留場所の確保増

H27	H28	H29	H30	H31
-----	-----	-----	-----	-----

- ・ 現状施設の活用（占用主体は公募による）
- ・ 民間マリナーの拡張
- ・ 新規施設の設置

Ⅱ 係留対象船の減

H27	H28	H29	H30	H31
-----	-----	-----	-----	-----

是正指導

協議会方針周知（撤去指導）

警告書送付、看板設置

指示書の交付

強制撤去

監督処分

行政代執行

<参考>

国土交通省及び水産庁による推進計画（H25.5月）

<内容>

- ・ 10年間で放置艇を解消
- ・ 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策

プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための 総合的対策に関する推進計画



□推進計画の概要

- ・ 東日本大震災を教訓として、今後想定される南海トラフ巨大地震等の津波による背後住居への二次被害が懸念。
- ・ 港湾、河川、漁港の三水域が取り組んできたそれぞれの放置艇対策を更に実効的に推進することが必要。
- ・ 国土交通省と水産庁は、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者等が連携して取り組むべき施策を総合的にとりまとめ、各々の関係者が着実に実践することを目的に推進計画を策定。
- ・ 本推進計画は、10年間で放置艇の解消を目標。

□推進計画の策定の意義

放置艇の解消に向けた国の方針を自治体に示すことにより、地域で取り組む施策の優先順位を上げるなど、三水域（港湾、河川、漁港）管理者や関係者が放置艇対策に取り組みやすい環境を整備。

□目標達成のための施策

- 1) 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策
係留・保管施設の設置や、放置等禁止区域の設定といった規制措置を推進。当該施設の整備にあたっては、民間資金や交付金等を活用。
- 2) 関係者間の連携推進
放置艇対策を地域全体の共通課題として捉え、地域の関係者が連携・協力して、協議会等を設置し、放置艇対策を推進する環境整備を実施。
- 3) 効果的な放置艇対策事例の周知
放置艇対策として実績を上げている事例など、実効性のある対策事例を各自治体に周知。

□ロードマップ

- ・ 目標達成に向け、地域レベルと全国レベルの双方の観点からPDCAの取り組みを一体的に進める



前回までの協議事項 | 係留場所の確保増 占用主体の決定方法

▼ 占用主体の決定方法

アンケートの結果、係留船の管理を希望する方が複数いることがわかりました。
勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設は、係留船の管理を希望する者が不在であったため、公募を実施しましたが、今後は占用主体の決定をスムーズにできるよう下記の通りとします。

船舶係留施設の管理に関心のある者を調査

- 漁協、自治会、周辺の民間マリーナ等に声掛け
- その他関心のある者を把握

※公募に記載の募集条件について説明する

1 者のみの場合は、協議会の承認を経て
その者に占用許可

複数いる場合、又はいない場合は、公募

報告事項 | 係留場所の確保増 船舶係留施設の占用許可①

前回の協議会で占用許可申請者の決定について報告をした「勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設」について、7月28日に占用許可し、8月1日より管理を開始しました。

▼「勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設」の概要



- ①施設名 勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設
- ②管理者 特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ
- ③所在地 三重県伊勢市神社港地先
- ④占用面積 約3,243㎡
- ⑤収容能力 約100隻
- ⑥占用期間 平成28年8月1日から平成31年3月31日まで

▼管理開始までの経緯

日時	実施内容
平成27年 8月24日	募集開始
10月9日	募集締切（1者応募あり）
12月16日～ 12月17日	占用許可申請者の決定について、協議会各委員へ持ち回りで説明・了解
12月24日	占用許可申請者の決定 決定通知書の発送
平成28年 2月23日	第10回協議会にて 占用許可申請者の決定について報告
3月18日	当該施設内に係留している船舶所有者に周知文を郵送（1回目）
4月26日	当該施設内に係留している船舶所有者に周知文を郵送（2回目）
7月11日	河川法及び港湾法に基づく占用許可申請
7月19日	放置等禁止区域指定の告示 説明書を現地に貼付
7月28日	占用許可 管理開始について記者発表
8月1日	管理開始

報告事項 | 係留場所の確保増 船舶係留施設の占用許可②

前回の協議会で占用主体の決定に向けて手続きを進める報告をした「一色大橋下流左岸船舶係留施設」について、9月1日に占用許可し、10月1日より管理を開始しました。

▼「一色大橋下流左岸船舶係留施設」の概要



- | | |
|-------|-------------------------|
| ①施設名 | 一色大橋下流左岸船舶係留施設 |
| ②管理者 | 特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ |
| ③所在地 | 三重県伊勢市神社港地先 |
| ④占有面積 | 約730m ² |
| ⑤収容能力 | 約10隻 |
| ⑥占有期間 | 平成28年9月1日から平成31年3月31日まで |

▼管理開始までの経緯

日時	実施内容
平成28年 5月23日	募集開始
7月1日	募集締切（1 者応募あり）
8月8日～ 8月9日	占用許可申請者の決定について、協議会各 委員へ持ち回りで説明・了解
8月18日	占用許可申請者の決定 決定通知書の発送
8月22日	河川法及び港湾法に基づく占用許可申請
9月1日	占用許可
9月20日	放置等禁止区域指定の告示 説明書を現地に貼付
9月30日	管理開始をＨＰに掲載
10月1日	管理開始

報告事項 | 係留場所の確保増 係留が認められる施設

1 (占用済)



ゴーリキ
マリンヴィレッジ

2



大湊川(南側流路)

3 (占用済)



マリーナ伊勢

4



大湊川
(五十鈴川合流点側)

5 (占用済)



今一色漁港区

6



一色町物揚場施設

7



一色町地先船溜まり

11 (占用済)



神社港 (海の駅)

10 (占用済)



一色大橋下流左岸

9 (占用済)

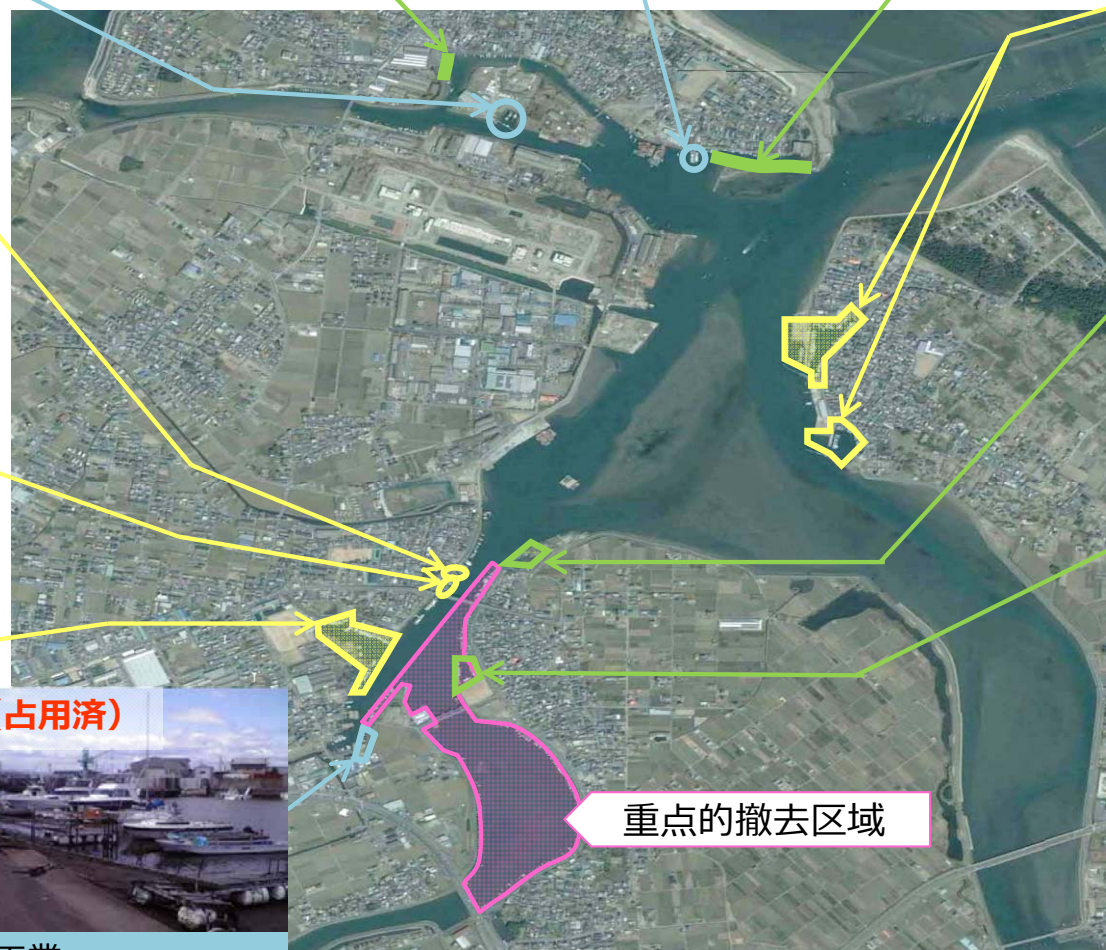


防潮水門下流左岸

8 (占用済)



秀英工業



重点的撤去区域

凡 例

- 活用を開始した箇所
- 現状施設の活用を認める箇所
- 民間事業者を活用する箇所

報告事項 | 規制の方針（港湾）

▼ 放置等禁止区域の指定

受入先の確保と禁止区域の指定



（港湾法）
第三十七条の三 何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域（略）内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。



凡例

— 放置等禁止区域に指定済み — 放置等禁止区域（予定）

報告事項 | 係留対象船の減 船舶の自主撤去及び係留施設の撤去

▼船舶の自主撤去

勢田川防潮水門下流左岸の占用許可にあたり、係留の意思がない者への撤去指導を行いました。また、大きく傾いた船舶、転覆した船舶を発見したため、所有者を調査し撤去指導を行いました。これらの取り組みにより、自主撤去された船舶が52隻となりました。



指導前



指導後

勢田川防潮水門下流左岸係留施設の撤去指導



大きく傾いた船舶



転覆した船舶に
オイルフェンスを展開

▼係留施設の撤去

重点的撤去区域内に壊れたまま放置されている栈橋を撤去しました。所有者を搜索すると共に栈橋の前に注意文・警告書を貼付し、所有者に向けて注意喚起をしましたが、所有者が現れなかったので撤去を行いました。



壊れたまま放置された栈橋



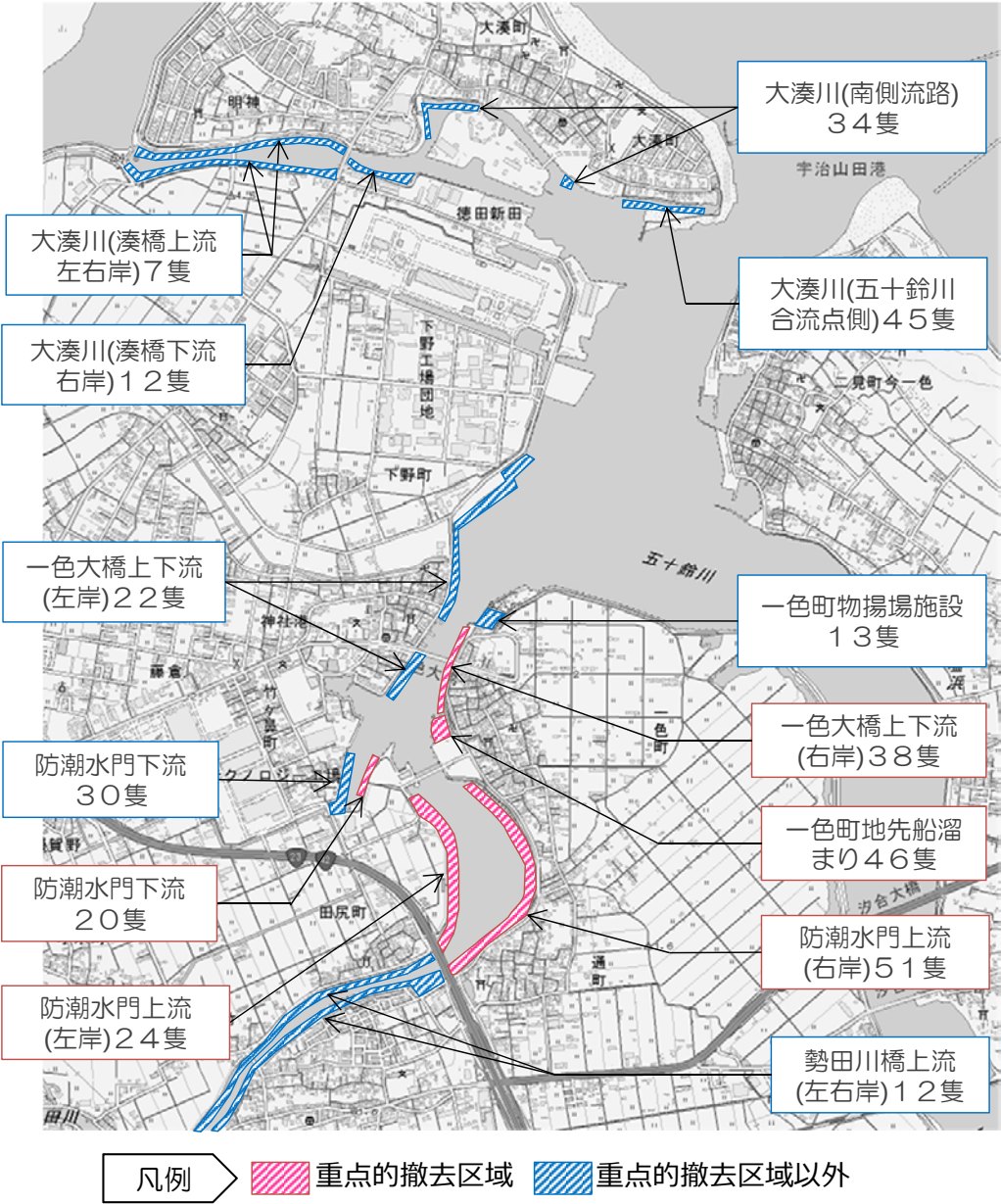
注意文・警告書を現場に貼付



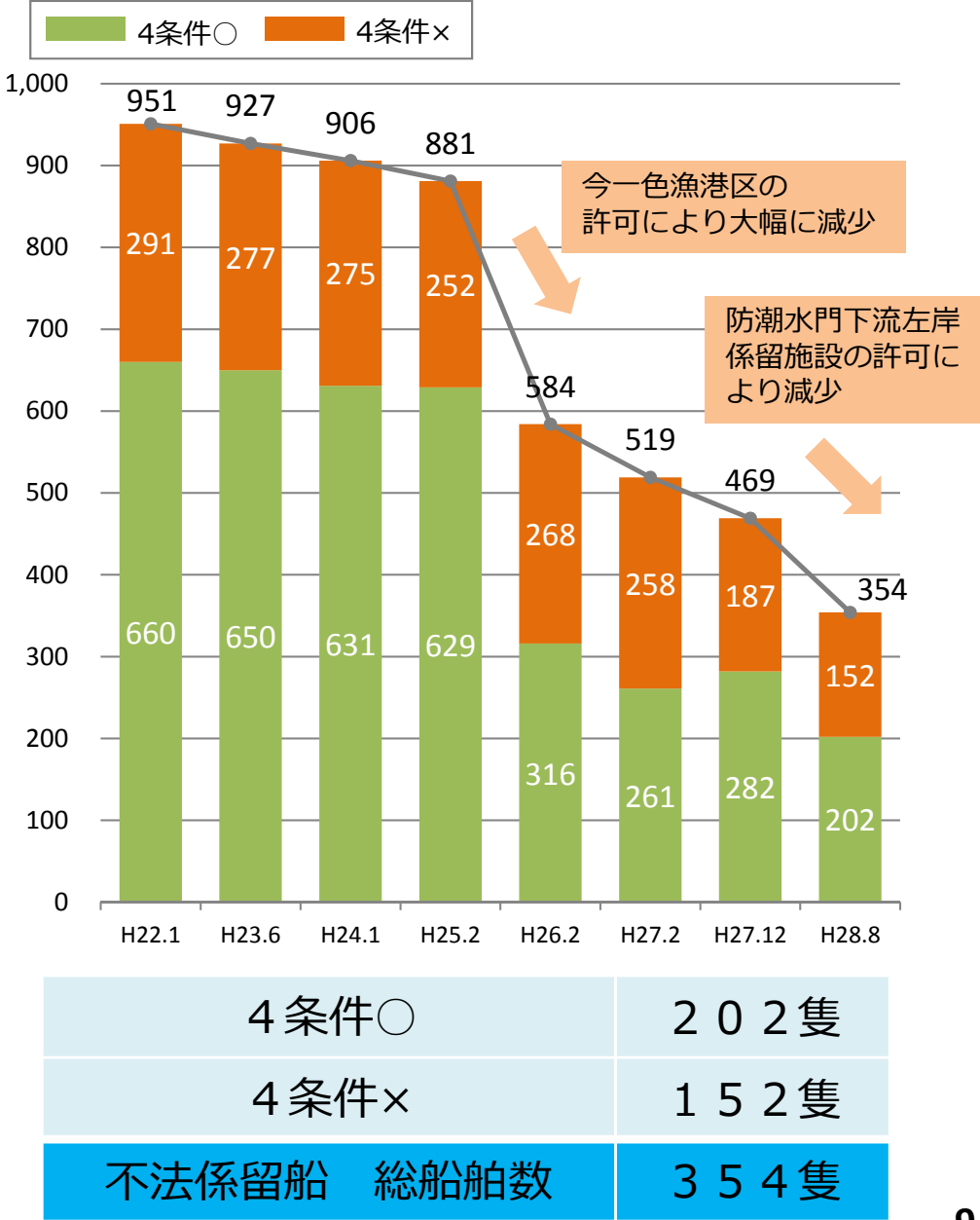
栈橋の撤去後状況

報告事項 | 係留船舶実態調査

▼平成28年8月時点



▼船舶数の変動 (H22~H28)



報告事項 | 係留対象船舶数について

▼ 現在の状況（平成28年8月時点）

係留が認められる施設

現状施設	1.今一色漁港区	—
	2.一色町物揚場施設	30
	3.一色町地先船溜まり	50
	4.防潮水門下流（左岸）	30
	5.一色大橋下流（左岸）	10
	6.大湊川	80
	計	200
民間マリーナ（空き）	7.ゴーリキ	30
	8.マリーナ伊勢	0
	9.秀英工業	10
	計	40
合 計		240

※民間マリーナの空きは、国土交通省三重河川国道事務所の聞き取り（H28.9.2）による。

係留総船舶数

4条件○	202隻
4条件×	152隻

4条件×の内訳

受け皿施設への対象船舶とする4条件	×隻数
①漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。（船舶への登録番号の表示など）	46
②所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。	27
③漁船登録の検認を受けている、又は、船舶検査書の有効期間内である。	61
④上記に該当しても、平成23年4月1日以降、新たに係留が確認された船舶は対象とならない。	18



240隻 - 202隻 = 38隻分 空きあり

ただし、現状施設の精査、4条件×の改善及び所有船の放棄が進むことで、数値が変動する可能性があります。

報告事項 | 広報関係

▼第10回協議会開催についての報道

報道：中日新聞伊勢志摩版 平成28年2月24日（水）

▼船舶係留施設の管理開始についての報道

報道：中日新聞伊勢志摩版 平成28年8月10日（水）

内容：8月1日から防潮水門下流左岸船舶係留施設の管理を開始したNPO神社みなとまち再生グループと三重河川国道事務所への取材

▼三重河川国道事務所ホームページ

三重河川国道事務所のホームページに協議会の活動を随時掲載しています。



トップ	ニュース	河川事業	道路事業	防災対策	事務所案内	お問い合わせ
-----	------	------	------	------	-------	--------

ホーム > 河川事業 > 富川(各種事業・委員会・検討会) > 勢田川等水面利用対策協議会

河川事業

事業紹介

河川の仕事のあらし

4つの川を守る

維持管理

河川調査

河川整備基本方針

河川整備計画

三重河川流域委員会

河川維持管理計画

三重河川災害対応連絡会

現場(出張所)からのお知らせ

勢田川等水面利用対策協議会

お知らせ

H28.09.20 勢田川「一色大橋下流左岸船舶係留施設」10月1日から管理を開始します。

H28.08.18 勢田川「一色大橋下流左岸船舶係留施設」占用許可申請者 決定！

H28.07.28 国管理河川で初となる公害による係留施設が格納～勢田川等における不法係留船対策～

H28.05.23 勢田川「一色大橋下流左岸船舶係留施設」における係留施設の管理者を募集します。
【申込書の受付期間は、平成28年6月10日に終了しました。】

H27.12.24 勢田川防濁水門下流左岸船舶係留施設 占用許可申請者 決定！

H27.09.30 勢田川等に係留されている船舶の所有者様へ
勢田川等水面利用対策協議会よりお知らせとお願い(重要)

一部訂正のお知らせ(H27.10.26)

H27.08.24 勢田川防濁水門下流左岸船舶係留施設 占用許可申請者の募集要項を公表！
【応募書類等の配布、問合せは、平成27年9月8日に終了しました。】

関連記事

H28.11.11 勢田川の所有者不明放棄船舶を撤去しました。

H23.08.22 勢田川の所有者不明船等を強制撤去しました。

H23.04.01 勢田川の「重点的撤去区域」を拡大しました【公示】

H22.12.27 勢田川、大湫川の所有者不明船を強制撤去しました。

H22.05.28 水害事故の原因となった船舶を強制撤去しました。

H22.04.01 勢田川に「重点的撤去区域」を決定しました。【公示】

H22.01.29 勢田川で放棄船舶等の強制撤去を実施しました。

～勢田川等で放棄船舶の対策を実施していきます～



勢田川右岸1.0km付近 放棄船舶の状況
強制的な撤去措置による船舶引き揚げ状況 (H23.8.22)

協議・検討事項 | 係留場所の確保増 占用主体の決定に向けて

▼平成28年度に占用主体の決定に向けて手続きを進める箇所

平成28年度に下記の3箇所について占用主体の決定に向けた手続きを進めていきます。



協議・検討事項 | 係留対象船の減 4条件の見直し

▼背景

平成27年度に実施したアンケートで、下記のとおり要望等が寄せられた。

- ・「以前から係留していたが、買替えたことにより新規船扱いとなっているから条件を撤廃して欲しい」という要望が多数寄せられた。
- ・「以前から係留している船舶を相続した場合や他人に譲渡した場合で、引き続き係留するときは4条件目に違反するのか」という問合せが多数寄せられた。
- ・「他の3条件を満たし適正に管理しているので、4条件目を撤廃して係留を認めてほしい」という要望が寄せられた。

▼4条件目の見直し

4条件目の適用について、買替え、相続、譲渡した場合を想定していなかったことに対応するため、下記のとおり4条件目にかかる考え方を定めることとする。

平成28年7月以前から係留している船舶について、買替えた場合並びに以前から係留している船舶を相続及び譲渡した場合には4条件目は適用しない。

また、係留スペース（受け皿）は確保できる見込みであることから、※次ページ資料参照 下記のとおり4条件目を見直し、平成23年4月～平成28年7月に係留した船舶は係留を認めることとする。

平成28年8月以降、新たに係留が確認された船舶ではない

協議・検討事項 | 係留対象船の減 4条件の見直し

▼4条件目を見直した場合の係留対象船舶数の見込み

- ・平成27年度に実施したアンケート調査の結果（住所不明で送付できなかった方も考慮）と最新の係留船舶実態調査の結果を基に、4条件目を見直した場合の係留対象船舶数の見込みを試算しました。
- ・その結果、4条件目を見直した場合でも係留対象船舶数は231隻となり、**係留スペース（受け皿）の240隻を下回りました。**

4条件○×の別	船舶数	係留希望の有無別船舶数（推計）	
4条件○	220	係留を希望	184
		係留を希望しない	36
4条件×	134	係留を希望	47
		係留を希望しない	87

→ **231隻 < 240隻**
(係留希望数) (係留可能数)

**4条件目を見直した場合でも
 係留可能数240隻を下回る**

- ・本試算は、ある一定の条件の下で機械的に試算したものである。
- ・前提条件には様々なものが考えられ、本試算で用いられたものはあくまで1つの条件にすぎず、計上された計数は試算の前提条件等に応じ変化するものである。

協議・検討事項 | 係留対象船の減 所有者不明船の撤去

▼所有者不明船の撤去

重点的撤去区域より上流に係留している船舶の所有者について調査した結果、所有者が判明したことや撤去されたことにより、所有者不明船は**81隻**（平成27年12月時点）から**39隻**（平成28年8月時点）となりました。

引き続き所有者の調査を行った上で、所有者不明船は公告などの手続きを経て、強制撤去を行う予定です。

※平成28年8月時点の船舶数であり、所有者判明や撤去確認などにより数の変動が生じる場合があります。

▼強制的な撤去措置の事例



①警告文の貼付



②公告文の掲示



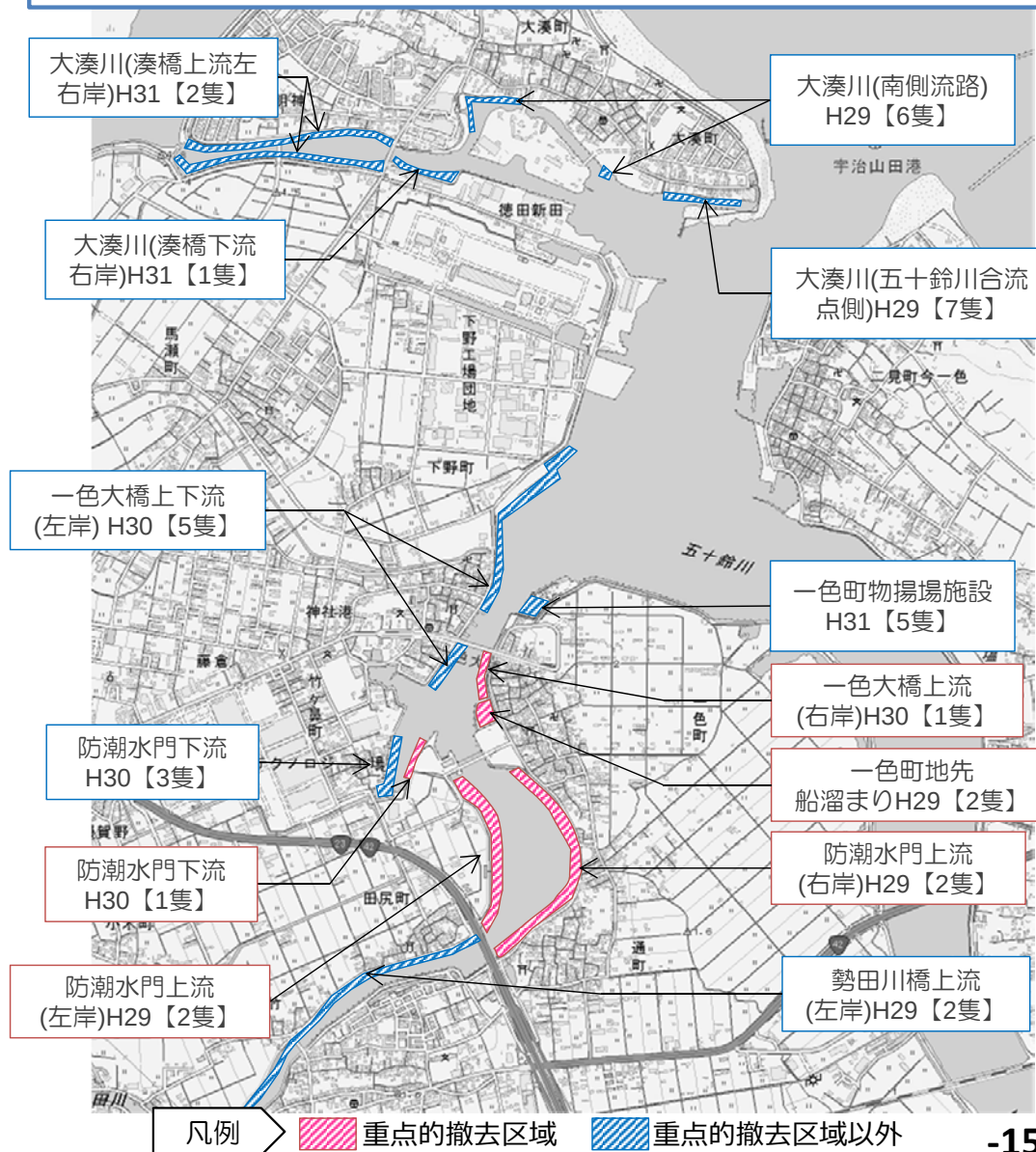
③撤去作業



④係留禁止の表示

▼所有者不明船の撤去計画（案）

平成32年3月までに“不法係留船ゼロ”を目指し、4ヶ年で計画的に実施していきます。



協議・検討事項 | 係留対象船の減 是正指導

▼①啓発チラシの郵送、②警告書の送付及び警告看板の設置

- ・協議会方針を再度周知するため、2回目の啓発チラシを郵送します。（平成28年度実施）
- ・重点的撤去区域内に係留している船舶所有者に警告書を送付し、現地に警告看板を設置します。
また、それでも撤去しない船舶所有者には河川法第77条に基づき指示書を交付します。（平成29年度実施）

平成28年〇〇月〇〇日

勢田川等水面利用対策協議会から方針のお知らせ

勢田川等に係留している不法係留船は

**決められた場所に係留又は撤去して下さい
平成32年3月までに強制撤去します**

方針①

協議会で決定した**係留が認められる施設に限り**係留することができます。

係留が認められる施設は以下のとおりです。これ以外の場所に係留することはできません



1	ゴリキマリンビレッジ
2	マリーナ伊勢
3	今一色漁港区
4	神社港（海の駅）
5	一色大橋下流（左岸）
6	勢田川防潮水門下流（左岸）
7	秀英工業
8	大湊川（南側流路）
9	大湊川（五十鈴川合流点）
10	一色町物揚場施設
11	一色町地先船溜まり

▼ 今後管理者を決定する係留施設（3箇所）

9	大湊川（五十鈴川合流点）
10	一色町物揚場施設
11	一色町地先船溜まり

※9～11は、管理者が決定し河川法・港湾法の許可を受けるまでは、係留が認められる施設とはなりません。

係留が認められる施設の空き状況

番号	施設名	管理者	電話番号	空き数 [※]
1	ゴリキマリンビレッジ	(株)ゴリキ	0596-31-0300	30
2	マリーナ伊勢	(有)マリーナ伊勢	0596-36-0220	0
5	一色大橋下流（左岸）	NPO法人神社みなとまち再生グループ	0596-36-3755	10
6	勢田川防潮水門下流（左岸）	NPO法人神社みなとまち再生グループ	0596-36-3755	30
7	秀英工業	秀英工業(株)	0596-65-7015	10

※空き数は三重河川国道事務所調べ(H28.9.2時点) 詳しくは各施設へ直接お問い合わせ下さい。

方針②

「4条件」（※下記参照）を**全て満たす船舶に限り**係留が認められ、それ以外の船舶は撤去していただきます。

係留を認める「4条件」

- ①漁船登録の検認を受けている、又は船舶検査書の有効期間内である。
- ②漁船法、小型船舶の登録等に関する法律などに違反していない。
（船舶への登録番号の表示など）
- ③所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。
- ④平成28年8月以降、新たに係留が確認された船舶ではない。
（※平成28年7月以前から係留している船舶を買替え、相続、譲渡した場合は4条件目の運用はありません）

船舶の処分をお考えの方へ

廃船に伴う廃FRP船の処理は下記センターへご相談下さい（※別添のチラシ参照）
FRP船リサイクルセンター（一般社団法人 日本マリン事業協会内）
電話：03-5542-1202（専用）
ホームページ：http://www.marine-jaba.or.jp/

方針③

不法係留が続く場合は**平成32年3月までに強制撤去**します。

下記のスケジュールに基づき、平成32年3月までに強制撤去を行います。
強制撤去の前に、決められた場所に係留するか自主的に撤去して下さい。

H27	H28	H29	H30	H31
是正指導		強制撤去		
協議会方針周知（撤去指導）※今回実施		監督処分		
警告書送付、看板設置		↓		
指示書の交付		行政代執行		

◆お問い合わせ◆

「勢田川等水面利用対策協議会」事務局
国土交通省三重河川国道事務所 河川占用調整課 Tel 059(229)2218
三重県伊勢建設事務所 総務・管理室 管理課 Tel 0596(27)5202

その他 | 今後の予定

H21.11	H22	H22	H23	H23	H24	H25	H26	H27	H28.2	H28.11	H29.10予定
勢田川等水面利用対策協議会の設立	勢田川等水面利用対策協議会（第2回）	勢田川等水面利用対策協議会（第3回）	勢田川等水面利用対策協議会（第4回）	勢田川等水面利用対策協議会（第5回）	勢田川等水面利用対策協議会（第6回）	勢田川等水面利用対策協議会（第7回）	勢田川等水面利用対策協議会（第8回）	勢田川等水面利用対策協議会（第9回）	勢田川等水面利用対策協議会（第10回）	勢田川等水面利用対策協議会（第11回） - 船舶係留施設の占用許可 4条件の見直し - 啓発チラシの郵送等	勢田川等水面利用対策協議会（第12回） - 具体的な撤去に向けた検討 - 放置等禁止区域の指定 - 重点的撤去区域の見直し